

(様式 2)

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 7 年 5 月 28 日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
ガラス修繕
- 2 履行（納品）場所
横浜市南区平楽 1 番地
横浜市立平楽中学校
- 3 契約日
令和 7 年 5 月 28 日
- 4 履行日又は履行期間
令和 7 年 5 月 28 日
- 5 契約金額
25,300 円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市保土ヶ谷区星川 3-14-37
有限会社大西ガラス
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
平楽中学校において、3 階一般教室ベランダ出入口扉のガラスがパッキンごと外れ、ベランダ側に落下、破損した。このままでは防犯上学校運営に重大な支障をきたすため、緊急で修繕を行った。
- 8 契約の相手方の選定理由
横浜市一般競争入札有資格者名簿から、速やかに対応が可能である業者を選定した。
- 9 所管
横浜市立平楽中学校